

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

母子父子寡婦福祉資金貸付金について

ひとり親家庭や寡婦の方等に対して、経済的自立を図るための資金（子どもの就学のための資金や生活資金など）をお貸しする制度です。

貸付対象者

- ① 児童を扶養する母子家庭の母または父子家庭の父
次のいずれかに該当する方
 - * 配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現に結婚していない方
 - * 配偶者の生死が明らかでない方
 - * 配偶者から遺棄（遺棄の状態が1年以上継続すると認められる場合に限る）されている方
 - * 配偶者が海外にいるためその扶養を受けることができない方
 - * 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方
 - * 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
 - * 婚姻によらないで母または父となり、現に結婚していない方
- ② 寡婦
（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方）
- ③ 40歳以上の配偶者のない女子であって、現に子どもを扶養していない方
（婚姻をしたことがない独身の方は含みません。）
- ④ 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のいない児童
〔就学支度資金・修学資金・就職支度資金（児童に係るものに限る）・修業資金の貸付に限ります。〕
※ここでの「児童」とは、20歳未満の方をいいます。

貸付要件

- 明石市内にお住まいの方
- 児童の福祉、世帯の自立助長につながり、償還が達成できる見込みがあること
- 連帯保証人が必要となる場合があります



貸付の決定と資金の交付について

事前の相談・申請書提出後、明石市において必要性和償還能力を審査した結果、貸付が認められた方に対し、貸付決定通知書や借用書などの書類をお渡しします。借用書等に必要事項を記載のうえ提出していただき、書類等に不備がなければ貸付金を交付します。

審査には時間がかかりますので、お早めに余裕を持ってご相談ください。

1 事前相談

(注) 申し込みを行う前に、必ず事前相談（個別面談）を受けていただく必要があります。

明石市児童福祉課で、貸付の相談を行います。その際に、貸付制度の説明や必要書類の説明をさせていただきます。母子父子自立支援員が、家庭の状況や経済的な状況等、実生活に関わる聞き取りをさせていただきます。

★相談時間 平日：月曜日～金曜日 9：00～17：00まで
〔事前にご予約いただくことをお勧めします。〕



2 貸付申込み

事前相談（面談）の結果、審査を経て貸付申請を行います。

- ★必要書類
- ①貸付申請書（マイナンバーの記入及び本人確認が必要です。）
 - ②申請者及び申請者と生計をともにしている者及び連帯保証人の給与証明書（源泉徴収票の写しでも可）
 - ③連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ④連帯保証人の連帯保証についての同意書
 - ⑤貸付申請者調書
 - ⑥申請者（借受人）、連帯借受人及び連帯保証人の住民票謄本
 - ⑦他の借入金に関する申立書
 - ⑧その他、資金に応じ必要な書類（在学証明書、経営診断書など）

3 貸付決定

申込みを適当と判断した場合、貸付決定通知書、借用証書及び償還のための「口座振替依頼書・自動払込利用申込書（明石市母子父子寡婦福祉資金償還金）」をお渡しします。借主と連帯借受人及び連帯保証人は、自筆で署名・押印した借用証書、印鑑登録証等を提出していただくとともに、償還のために口座振替・自動払込の手続きをしていただく必要があります。また、同時に面談等で連帯保証人の意思確認を行います。

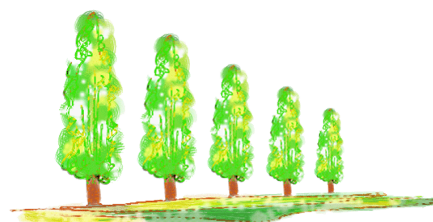
4 貸付金の交付

借用証書等を提出していただき、内容を確認した後、借受人が届けた金融機関等の普通口座（本人名義に限る）に貸付金を振り込みます。

5 その他

- ★継続手続き 修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金について、貸付を行う期間が複数年度にまたがる場合、毎年4月に継続手続きを行なっていただく必要があります。届け出をしないと、4月以降の貸付を受けることはできません。
- ★住所の変更、借受人・連帯借受人・連帯保証人の状況の変化等があれば、必ずお知らせください。
- ★母子家庭（寡婦）または父子家庭でなくなった場合、各資金の借受人としての資格がなくなった場合、貸付対象の修学を取りやめた場合など、貸付の条件に該当しなくなった場合は、すみやかに申し出てください。届け出なく貸付を受け続けた場合、貸し付けた金額の全部又は一部を一括で返済していただくことになります。

貸付にあたっての注意事項



- ①貸付が自立の手助けになると判断され、償還（返済）の計画が立てられる方が対象です。
- ②修学資金など、お子さんを対象とする資金の貸付で、親が借受人になる場合は、お子さんも連帯借受人となり、借受人とともに返済の義務を負います。
- ③修学資金など、お子さんを対象とする資金の貸付で、お子さんが借受人となる場合は、原則として、親が連帯保証人となる必要があります。
- ④日本学生支援機構から奨学金の貸付を受けている場合は、奨学金の貸与月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸付を行います。就学支度資金と修学資金のように目的の異なるものについては、併せて貸し付けることができます。
- ⑤大学等修学支援による授業料等減免や給付型奨学金による給付を受ける場合は、給付相当額を控除した額が貸付額となります。
- ⑥寡婦または40歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない方は、災害等特別の事情がある場合を除き、前年度の所得が2,036,000円を超えると貸付対象外になります。
- ⑦申請者が租税、公共料金、他金融機関等への返済金等を滞納している場合は貸付できません。

償還について

申請書提出時に返済（償還）計画書に記載された償還期間内に、元利均等払いの方法により返済していただきます。この福祉資金については、貸付を受けられた方々からの償還金を主な財源として運用しており、予定どおり入金されないと資金に不足が生じ、貸付を必要とされる方に貸付できなくなりますので、必ず償還期日までに返済してください。

万一、償還期日までに入金されない場合、一括返済や、連帯借受人・連帯保証人への督促、法的手段（裁判所への支払い督促申立て、強制執行による給与差押え）等を講じることになります。

また、延滞した元利金額につき、年3%の割合をもって、支払期限の翌日から支払日までの日割計算した違約金を徴収します。

★原則として、月賦償還（毎月払い）、口座振替払（該当月の25日振替）

★返済の途中で、残額の全部または一部を繰上げ返済することができます。

★貸付後に大学等修学支援による授業料等減免や給付型奨学金による給付を受けることとなった場合は、既に交付を受けた貸付金のうち、給付相当額について、給付を受けた日から原則6ヶ月以内に償還していただきます。



【問い合わせ先】〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市役所こども局子育て支援室 児童福祉課
TEL (078) 918-5182
FAX (078) 918-5196